

## 【市長への手紙】令和2年9月受付分

※手紙及び回答の要旨（一部）を掲載しています。

### 「自転車利用者のマナー」

意見	<p>千葉県が発行した「思いやり交通千葉」で「ちばサイクルルール」が掲載されているが、①自転車は車道の左側を走ろう、②歩いている人を優先しようが、あまり守られていない現状がある。</p> <p>歩行者の安全を確保し、歩行者、自転車、自動車の3者がうまく共存していく方法として、「自転車は基本的に車道を走らなければならないが、何らかの理由で歩道を走る場合は、歩道中央から車道よりを走り、歩行者の妨げになってはいけない。歩行者優先。」というルールを提案する。</p>
回答	<p>『思いやり交通千葉』に掲載の『ちばサイクルルール』は、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車の安全利用について10項目にまとめたものです。</p> <p>市では、『ちばサイクルルール』を広く周知するとともに、自転車の安全利用に向け、次のように取り組んでおります。</p> <p>1 広報きみつ、回覧による周知</p> <p>春・夏・秋・冬の4季に実施している交通安全運動の機会に、『広報きみつ』で啓発記事を掲載しているほか、県が発行する『思いやり交通ちば』を自治会回覧し、周知を図っております。</p> <p>また、広報きみつ5月号では、自転車安全利用推進強化月間に合わせて『ちばサイクルルール』の記事を掲載し、啓発に取り組んでおります。</p> <p>2 交通安全運動期間における啓発活動による周知</p> <p>君津警察署及び千葉県自転車軽自動車商協同組合等と協力し、君津駅周辺にて自転車利用者を対象とする自転車無料点検を行っており、その際に、自転車の安全利用についての啓発を実施しております。</p> <p>3 小・中学校及び高齢者を対象とした交通安全教室による指導</p> <p>市では、市内の幼・保育園児、小・中学生及び高齢者を対象とした交通安全教室を開催しており、特に、小学校3年生から中学生及び高齢者に対しては、『ちばサイクルルール』を取り入れ、自転車の通行区分や歩行者への配慮、道路横断時の注意点等、安全な利用方法について指導を行っております。</p> <p>今後は、現在の取り組みの効果を検証し、必要により改善を図るとともに、君津警察署と連携し、自転車を多く利用する高校生を対象に、</p>

自転車の安全利用の向上に向け、指導・啓発に努めてまいります。
担当課 市民環境部 市民活動支援課 0439-56-1225

### 「小糸川右岸ジョギングコースの路面標示」

意見	<p>小糸川右岸ジョギングコースは、非常によく整備されていて、市民の健康づくりに非常に役立っていると思います。私も、ジョギングでよく利用しています。</p> <p>ただ、一つ残念なことに自転車利用の一部の人が、ジョギングコースに「自転車」と標示されているために、自転車専用道路と思っているようです。</p> <p>路面標示は、「自転車」ではなく、「歩行者優先」と書くべきだと思います。</p>
回答	<p>小糸川右岸ジョギングコースの全体幅員のうちゴム舗装部は、ジョギングやウォーキング用として利用できます。</p> <p>もう一方のアスファルト舗装部については、ゴム舗装部に自転車が乗り入れて歩行者と交錯するのを防止するため、自転車マークを標示しております。</p> <p>安全対策として、利用者が安心してジョギングやウォーキングができるよう歩行者と自転車の通行する部分を標示するとともに、自転車を乗り入れる際に歩行者に十分注意するよう注意書きの看板掲示とホームページ等で周知を図ってまいります。</p> <p>さらに、今後の対策として、現在ゴム舗装が劣化しておりますので歩道を改修する際に、歩道と自転車道の通行空間を明確にするための路面標示や標識などを設置し、両者が交錯しないよう注意喚起を図ってまいります。</p>
	担当課 建設部 管理課 0439-56-1351